

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月26日

【会社名】 株式会社アバールデータ

【英訳名】 AVAL DATA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 広光 勲

【本店の所在の場所】 東京都町田市旭町一丁目25番10号

【電話番号】 042(732)1000(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部担当部長 大関 拓夫

【最寄りの連絡場所】 東京都町田市旭町一丁目25番10号

【電話番号】 042(732)1000(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部担当部長 大関 拓夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 27円 総額 163,826,415円

効力発生日

平成29年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行権限の取締役への委任による意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指すため、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務を行わない取締役との間にも責任限定契約を締結することが可能になったため、今後も有用な人材の招聘を継続的にを行うことを目的として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と責任限定契約を締結することができる旨を規定するものであります。

さらに、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を規定するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

広光勲、仲山典邦、菊地豊及び岩本直樹を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件

大塚忠彦、金子健紀及び金澤健一を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額2億円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と定めるものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5,000万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	34,197	120	0	(注) 1	可決 99.65
第2号議案 定款一部変更の件	34,195	122	0	(注) 2	可決 99.64
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く。)4名選任の件					
広光 勲	34,192	125	0	(注) 3	可決 99.64
仲山典邦	34,192	125	0		可決 99.64
菊地 豊	34,192	125	0		可決 99.64
岩本直樹	34,192	125	0		可決 99.64
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
大塚忠彦	34,185	132	0	(注) 3	可決 99.62
金子健紀	33,696	621	0		可決 98.19
金澤健一	33,598	719	0		可決 97.90
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除く。)の報酬等の額 設定の件	34,128	189	0	(注) 1	可決 99.45
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	34,102	215	0	(注) 1	可決 99.37

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使による議決権数及び本総会当日に出席した株主のうち議案に対する意思表示の確認できた一部の株主の議決権数を加算したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。